

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県東村山郡山辺町

2 構造改革特別区域の名称

山辺の里湧水どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形県東村山郡山辺町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

当町は山形県の中央、村山盆地の南西部に位置する。東南を県都である山形市、西を西置賜郡白鷹町、北を東村山郡中山町と接する。東西に9.8 km、南北に10.5 kmの距離を持ち、総面積61.36 km²を有する。町域は西部地区の山間部と東部地区の平野部に大別され、西部地区は出羽丘陵の中山間地帯で多くの沼や河川を有す豊かな自然に恵まれ、東部地区は南北に流れる最上川の支流である須川に沿って比較的緩やかな傾斜をなしている。

(2) 気 候

気候は内陸性及び盆地性特性を示し、夏季には時折著しい高温状態がみられる。年間平均気温11.5度、年間降水量1,125mmで亜寒帯湿潤気候に属し、冬季は平野部における降雪は少ないが山間部においては豪雪地帯となっている。

(3) 人 口

人口の推移は昭和25年頃を境にして急激に減少してきたが、近年は県都である山形市に隣接する地理的特性から宅地開発などによって増加の傾向を示している。

(4) 産 業

当町の基幹産業は繊維業及び農業である。

繊維業においては近年、中国をはじめとしたアジア地域からの安値輸入品の急増や、SPA (= Specialty store retailer of Private label Apparel) 形態の小売業者の増加に伴い、価格下落や受注減少により低迷しているのが現状である。

農業においては、高齢化による担い手不足などにより農家は年々減少してきており、それに伴い耕地面積も減少し、耕作放棄地も増加している。中山間地域等直接支払交付金の活用により協定締結地域については耕作放棄地の防止に努めているが、あらゆる方策により若年層への定住を促すなどの後継者対策が急務であり、農業農村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

当町には名所や観光資源が少なく宿泊客の収容が見込めないことや、交流施設などの受け入れ体制も不十分であるため、都市部との交流が進んでいないのが現状である。

また、町域の大部分を占める山間部は県都である山形市とのアクセスに難があるために、同市との連携・交流がなかなか進まず、地理的な有利性を生かせない状況にある。

このようなことから、新たな時代に対応した地産地消による産業の振興や都市と農村の交流によるむらづくりをめざし、自然的社会的条件等を活かした各種イベントの開催などを通じて交流人口を増加させ、地域産業及び農産物の消費拡大を図り、地域全体の経済を活性化させることが必要である。

町の発展的な存立のためには、濁酒という新たな交流の目玉を創出し、ホスピタリティ(もてなしの心)の涵養を進めることが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

山形県産米「はえぬき」は、財団法人日本穀物検定協会が実施している「米の食味ランキング」において、平成6年から12年連続で特Aランクに格付けされている。12年連続特Aランクは、山形県産「はえぬき」と新潟県魚沼産コシヒカリの2銘柄のみである。おいしい米として全国で高い評価を得ている「はえぬき」で造った濁酒をセールスポイントとして活用し「はえぬき」の消費拡大を図っていくとともに、併せて都市部の消費者が当町の直売所や農家レストランを訪れて農産物を購入していくことは、農産物の販路拡大や地産地消を促すことになる。

更に当町は作谷沢地区を中心とした豊富な湧水に恵まれており、地域資源の活用という観点からも「はえぬき」と湧水を活用した加工品の誕生が求められているところである。

このように「食」と「農」の距離を近付け、地域農業の振興及び都市と農村の交流及び共生を促すことで、農業農村の更なる活性化が見込まれる。

(2) 地産地消を推進した高齢者・女性による農業農村の活性化

当町においても全国の中山間地域と同様に、地理的な制約から道路等各種基盤整備の遅れや産業の停滞、所得の低下、若者の流出、過疎化及び高齢化等の課題が山積している。また地域の担い手の大半が60歳代後半という状況にあることから、この年代が後期高齢者となるまでのここ数年間の取り組みが町勢の将来方向を大きく左右する状況にある。

そのような状況のなか町民自らが町の置かれている状況を再認識し、まちづくりの気運を高めながら内発的なまちづくり運動の高揚を図っていく必要がある。

高齢者及び女性を地域活性化の重要な担い手として位置付け、高齢者及び女性が持つ豊富な知識、経験及び技術を生かしながら、生きがいつくりと併せ地産地消を推進し、生産活動や地域社会活動への参画を促進していくことが、農業農村の更なる活性化へのポイントであると考えられる。

そこで農業者による濁酒の提供を行うことが、こうしたポイントの実現を下支えする起爆剤になると期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、全国的においしい米として高い評価を得ている「はえぬき」を使用して自家製で造った濁酒を活用し、「はえぬき」の消費拡大をはじめ地産地消の推進や都市と農村の交流を促す各種施策を通じて農業農村の更なる活性化を図ることを目標とする。

また当町の作谷沢地区においては各所に湧水が見られ、良質米生産に適した条件が整っているといえる。湧水の代表的なものには「弁財天様の清水」が挙げられる。弁財天様は、西暦 980 年に慈覚大師が旅の疲れを癒した清水として知られ、現在に至るまで地元民から守られている由緒ある湧水である。これらの湧水は知る人ぞ知る観光スポットとなっているが、構造改革特別区域計画により更なる振興が期待される。

12 年連続特 A ランクに格付けされている「はえぬき」と、清流わさび栽培にも利用されている豊富な湧水を組み合わせて、特徴ある濁酒の製造及び販売を行うことで、地域資源の活用を図るとともに交流人口の更なる増加を見込む。

地産地消とは「地域で生産された農産物を、地域内又は当該地域にできる限り近い地域で消費すること」を意味し、都市の消費者が農村の直売所で農産物を購入することも地産地消の典型的な活動のひとつである。また農家レストランを訪れて、その土地の料理を食する行為も地産地消といえる。

このことから地産地消の推進を目標に、直売所においては新たな販路の確保、特に規格が揃わず市場出荷が困難であった商品や自家用野菜の余剰野菜の出荷により所得の向上を図っていく。一方消費者の反応を直接知ること、作付計画や出荷時の値決めを見直すといった経営感覚の向上も図っていく。

また地域にとっても都市部住民の来訪は都市と農村の交流の契機付けになり、当町でのグリーンツーリズムの芽生えを見出しつつ滞在型交流人口の確保を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流の可能性

当町は観光資源が乏しいことから流入人口が少ないなど、交流による経済効果はほとんどないのが現状である。

しかし当町には多くの町民が誇りに思える清流わさび、ヤーコン、アロエベラ等数多くの特産物がある。これらを活用し、昨今高まっている健康・安全志向の機運にも乗せつつ地産地消の意味合いをも含めた田舎の農産物を軸に交流の促進を図る。その物の流れを引き金として、やがて人的な交流をも生まれることを期待する。

また地元住民にホスピタリティ（もてなしの心）を持って来町客を迎えるという意識改革を図り、心のつながりを活発に進めるようになれば物の動きと人の動きも活発化し、直売所や小売商店等の売上額も増加が期待される。

今後は各農家独自の濁酒と産業まつりとを組み合わせたイベント及び農村体験のプログラムを計画、実施することで、交流人口から滞在人口へとより高い次元での地域への経済効果が大きい交流の形態を創り出し、それに応じて農家民宿等の新規創業などグリーンツーリズムの振興が新たな産業を生み出す期待が持てる。

地域全体の交流人口の目標

(単位：人/年)

年度・項目	平成 17 年度実績	平成 22 年度目標	平成 23 年度以降
観光客数	180,000	200,000	230,000

(2) 農業の可能性

昨今の厳しい農業情勢や農業所得の低さなどから後継者の減少により高齢農家の比率が増加し、農家数は年々減少している。第2、3次産業に所得を求め農家の兼業化が進んでいたが、近年の不況による縫製業の廃業や低迷により第2次産業就業者が減少してきている。一方第3次産業は第1、2次産業の動向に伴いその活動も低い水準にあるなど中高齢者の失業者が増加しているなか、農林業への期待や依存度は大きい。

このような状況を生産者が危機的に捉え、自発的な改革に取り組むことが重要である。上記(1)に掲げた農村滞在型の施策は従前にはない農業振興の施策であり、「作る」から「創る」への提案である。時代に対応した農業のスタイルを模索し、都市と農村の交流につなげていくことで、新たな農業の可能性が見出せると考えられる。

このように農業の可能性を深めていくことで、生産者の基盤も強化し生きがい対策へもつながる。また直売所を通じて販売の促進を図り、農家の所得向上及び生産意欲の向上が期待できる。

(3) その他関連特産品への波及効果

全国的にも山形の「さくらんぼ」といえば有名であるが、これまで皇室へ献上してきた山辺町産のさくらんぼは日本一の品質を誇るであろうと思われる。また湧水を利用して栽培される清流わさび、健康食として注目を集めているヤーコン、アロエベラ、町の特産品についてはこの他にも、りんどうなどの花卉、鯉の甘露煮など数多くあるがどれも生産量が少なく販路も限られてきたが、本申請による交流人口の増加によりこれら特産品へも相当な経済効果が期待できる。当町を知ってもらうことでファンを作り交流を深める。それに伴い生産者や加工グループの意欲の向上を図ることが期待できる。

今回の申請による濁酒の効果は上記効果も含め、多方面での社会的・経済的效果を産み出す可能性を秘めていると考えられる。

新規事業

今回の農家レストランと自家製の酒類製造は、小規模ながらも新たな事業が期待される。また将来的には農家民宿等の開業も期待される。

	平成 19 年度目標	平成 22 年度目標
農家レストランによる濁酒製造件数	1 件	3 件
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	1 件

農産物直売所の販売額の向上

交流人口の増加に伴う農産物販売額の向上、農業生産物出荷量の増加等からもう一つの農業所得の増加効果が期待できる。

	平成 18 年度見込	平成 22 年度目標
販売額（円）	24,000,000	36,000,000

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 直売所の活性化（地産地消の推進）

高齢者や女性が比較的参画しやすい手法として、直売所を活用する。また農家にとっては新たに販路を確保することで、市場での規定外商品や自家用野菜を出荷することにより所得の向上につながるという直接的な経済効果を図る。

(2) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

産業まつり：地域農産物の販売や地元食材を使用した料理の振る舞いなど、都市住民と地域住民との交流の場を提供して、当町のファンづくりを進める。

作谷沢そばまつり：毎年12月の第1日曜日に開催。地元産そば粉と湧水を用いたそばを振る舞っている。

(3) 遊休農地等を活用した田園の景観づくり

豊かな自然環境を維持するため、耕作放棄地の増加により荒廃しつつある田畑を活用し地域住民等による雑草刈りなど整備を行い、コスモス、菜の花等の四季折々の花を植栽することにより、農地の遊休化の防止及びその景観資源を活用した交流人口の増加を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

山形県東村山郡山辺町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家レストラン（飲食店）や農家民宿などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場産品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することは地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。